

# 岐阜県公報

第 百 二 十 四 号

令 和 二 年 七 月 三 十 一 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

水源地域の指定  
水源地域の指定の解除  
道路の区域変更  
道路の供用開始

( 治 山 課 ) 四〇五  
( 同 ) 四〇五  
( 道 路 維 持 課 ) 四〇六  
( 同 ) 四〇六

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定  
県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

( 農 地 整 備 課 ) 四〇七  
( 同 ) 四〇七

## 告 示

岐阜県告示第三百三三号

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令 和 二 年 七 月 三 十 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

市町村名	指 定 の 区 域	縦 覧 場 所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市林政部林務課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四号

次のとおり水源地域の指定の解除をするので、岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

令 和 二 年 七 月 三 十 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

市町村名	解 除 す る 指 定 の 区 域	縦 覧 場 所



公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
多芸直江地区	養老町役場	令和二・ ・八七・三 ・三二 まで

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、  
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項におい  
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写し  
を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
打杭地区	中津川市役所 恵那市役所	令和二・ ・八七・三 ・三二 まで

令和二年七月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社